



# 青森県報

第十九百三十五号 平成十三年十月十七日(水曜日)

目次

告示

平成十三年十月十七日

青森県知事 木村守男

○字の区域及び名称の変更..... (市振興課) 村...

○家畜伝染病の発生..... (畜産課) ...二

○証紙売りさばき人の指定..... (経理課) ...二

○右 同..... (同) ...三

公 告

○土地改良区の解散..... (農村整備課) ...三

○道路の位置の指定..... (土木事務所) ...三

○出先機関..... (十和田)

告示

青森県告示第五百四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、下田町長から下田町の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十三年十一月五日からその効力を生ずるものとする。

字古間木山五〇の一、五〇の七、五〇の八、五〇の一〇から五〇の一六まで、五〇の一八から五〇の二〇まで、五〇の二四、五〇の二六、五〇の二七、五〇の一四〇から五〇の二四二まで、五〇の二四五、五〇の二五〇、五〇の二五八、五〇の二六三から五〇の二六五まで、五〇の二六七から五〇の二七〇まで、五〇の三一五、五〇の三一八、五〇の三二七、五〇の三四〇、五〇の六〇一、五〇の七七〇、五〇の八五〇から五〇の八五八まで、五〇の八六八、五〇の八七〇から五〇の八七二まで、五〇の八七八、五〇の八八〇、五〇の八八一、五〇の八八三、五〇の九四九、五〇の九五一、五〇の九九四、五〇の一〇二一、五〇の一一五八、五〇の一一七五、五〇の一一七六、五〇の一二〇八、五〇の一二一〇、五〇の一二三八から五〇の一二四〇まで、五〇の一二四八、五〇の一二五一、五〇の一二五三から五〇の一二六四まで、五〇の一二七五、五〇の一二七六、五〇の一二九七、五〇の一二三〇八から五〇の一二三一まで、五〇の一二三八七、五〇の一二九三、五〇の一四一七、五〇の一四一七、五〇の一四四一、五〇の一四四九、五〇の一四五〇、五〇の一四五三、五〇の一四五四、五〇の一四五五、五〇の一四五六、五〇の一七九四、五〇の一七九五、五〇の一九八九、五〇の一九九〇、五〇の一〇一八、五〇の一〇一九、五〇の一〇三六、五〇の一〇六二から五〇の一〇六五まで、五〇の一〇六七、五〇の一〇六八、五〇の一二七六から五〇の一二七九まで、五〇の二一八一から五〇の二一九一まで及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部を新たに住吉一丁目とする。

字古間木山五〇の二一から五〇の二三まで、五〇の一四二一、五〇の一四三、五〇の一四八、五〇の二一五五、五〇の二一七一、五〇の二一七二、五〇の三一四、五〇の三一〇、

五〇の三三二から五〇の三三五まで、五〇の三四一から五〇の三四三まで、五〇の三四四から五〇の三四五まで、五〇の三四六、五〇の三四七、五〇の三四八、五〇の三四九、五〇の三四五〇、五〇の三四五、五〇の三四五七、五〇の三四五八、五〇の六一八、五〇の六二六から五〇の六二八まで、五〇の六五六、五〇の六八四、五〇の六九六、五〇の七一四、五〇の八八五、五〇の八八七、五〇の八九二から五〇の八九五まで、五〇の一〇六五、五〇の一〇六六、五〇の一〇六七、五〇の一一三七、五〇の一一一三八、五〇の一一四四から五〇の一一四八まで、五〇の一一五三、五〇の一一六八、五〇の一一四七、五〇の一二四九、五〇の一二五〇、五〇の一二五〇、五〇の一二五〇、五〇の一二三一、五〇の一七九六、五〇の一八五八から五〇の一八六〇までを新たに住吉丁目とする。

字古間木山五〇の二八から五〇の三〇まで、五〇の三三、五〇の三六から五〇の三八まで、五〇の四一、五〇の四二、五〇の四三、五〇の一六一、五〇の一六二、五〇の三一四から五〇の三二六まで、五〇の三五一、五〇の三五三、五〇の三五六、五〇の六三一、五〇の六四二から五〇の六四九まで、五〇の六六〇、五〇の六六一、五〇の七一五から五〇の六七八、五〇の六九一、五〇の七一六から五〇の七二三まで、五〇の七二五から五〇の七二七まで、五〇の七八四、五〇の八七三、五〇の九五九、五〇の九六一、五〇の九六二、五〇の九六六から五〇の九七六まで、五〇の九七九、五〇の九八〇、五〇の九八一から五〇の九八八まで、五〇の一〇一三から五〇の一〇一五まで、五〇の一〇一九、五〇の一〇三〇、五〇の一二四一から五〇の一二四五まで、五〇の一三九〇、五〇の一四六四、五〇の一四七四、五〇の一四七五、五〇的一五九〇、五〇的一六八三、五〇的一七一〇、五〇の一七三八、五〇の一八一八、五〇の一八五七、五〇の一八八三、五〇の一九〇六から五〇の一九〇八まで、五〇の一九一九、五〇の一九四〇、五〇の一九八七、五〇の二〇五八、五〇の二〇八四、五〇の二〇八五、五〇の二〇九五、五〇の二一八〇を新たに住吉三丁目とする。

字古間木山五〇の九、五〇の一七、五〇の二五、五〇の三三から五〇の三五まで、五〇の一四四、五〇の一四六、五〇の二五二、五〇の二七六、五〇の二七八から五〇の二八〇まで、五〇の二八二、五〇の二八八から五〇の二九〇まで、五〇の二九四から五〇の二九八まで、五〇の三〇〇から五〇の三〇五まで、五〇の六〇五、五〇の六〇六、五〇の八八六、五〇的八八八、五〇的八九一、五〇的九〇一、五〇的九五三から五〇的九五八まで、五〇的九六三から五〇的九六五まで、五〇的九七七、五〇的九七八、五〇的九八一、五〇的一〇四八、五〇的一三五七、五〇的一四〇九、五〇的四一〇、五〇的一四一三、五〇的一四一四、五〇的一四一六、五〇的一四三六から五〇的一四四〇まで、五〇的一四四八、五〇的一四五一、五〇的一四六七、五〇的一四八〇まで、五〇的一五六七、五〇的一五六八、五〇的一七〇六、五〇的一七〇七、五〇的一八〇七、五〇的一八一四から五〇的一八一六まで、五〇的一八二五から五〇的一八二七まで、五〇的一九七七、五〇的一九八四、五〇的二〇八七、五〇的二〇八八及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに五〇的九六一、五〇的一九〇六、五〇的一九〇七に隣接する道路である国有地の全部を新たに住吉四丁目とする。

## 青森県告示第五百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十三年十月十七日

青森県知事 木村守男

ヨーネ病	家畜伝染病		患畜の 種類	頭数	又発生の場所			年月日生
	牛	患畜			上北郡七戸町字前田五の一	区域		
				一				平成 三・一・三

## 青森県告示第五百五十号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十月十七日

青森県知事 木村守男

一 売りさばき人の住所及び氏名  
八戸市青葉二丁目二〇の一六

後村 茂夫

二 指定年月日

平成十三年十月十七日

## 三 売りさばき場所

八戸市青葉二丁目二〇の一六

## 青森県告示第五百五十一号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十月十七日

青森県知事 木村守男

十和田土木事務所長 原田邦治

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字三本木字西 金崎五七の二三	八四・九五メートル	六・〇〇メートル	平成二〇・三

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
三沢市平畠一丁目一の三八
- 二 指定年月日  
平成十三年十月十七日
- 三 売りさばき場所  
三沢市平畠一丁目一の三八

## 公 告

## 土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、横磯土地改良区は、平成十三年十月九日解散したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年十月十七日

青森県知事 木村守男

## 十和田土木事務所告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月十七日